(7) 介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II)　(一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III)　(一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（１日につき）

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a　病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i　要介護１	724単位
ii　要介護２	832単位
iii　要介護３	1,067単位
iv　要介護４	1,167単位
v　要介護５	1,257単位

b　病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i　要介護１	834単位
ii　要介護２	942単位
iii　要介護３	1,176単位
iv　要介護４	1,276単位
v　要介護５	1,366単位

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)

a　病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i　要介護１	665単位
ii　要介護２	772単位
iii　要介護３	930単位
iv　要介護４	1,084単位
v　要介護５	1,125単位

b　病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i　要介護１	774単位
ii　要介護２	882単位
iii　要介護３	1,040単位
iv　要介護４	1,193単位
v　要介護５	1,235単位

(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(III)

a　病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i　要介護１	635単位
ii　要介護２	745単位
iii　要介護３	894単位
iv　要介護４	1,049単位
v　要介護５	1,089単位

b　病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i　要介護１	745単位
ii　要介護２	855単位
iii　要介護３	1,003単位
iv　要介護４	1,158単位
v　要介護５	1,198単位

(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（１日につき）

(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)

a　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)

i　要介護１	724単位
ii　要介護２	832単位
iii　要介護３	980単位
iv　要介護４	1,070単位
v　要介護５	1,160単位

b　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)

i　要介護１	834単位
ii　要介護２	942単位
iii　要介護３	1,090単位
iv　要介護４	1,179単位
v　要介護５	1,270単位

(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)

a　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)

i　要介護１	724単位
ii　要介護２	832単位
iii　要介護３	939単位
iv　要介護４	1,029単位
v　要介護５	1,118単位

b　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)

i　要介護１	834単位
ii　要介護２	942単位
iii　要介護３	1,049単位
iv　要介護４	1,138単位
v　要介護５	1,228単位

(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（１日につき）

(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a　要介護１	837単位
b　要介護２	945単位
c　要介護３	1,179単位
d　要介護４	1,279単位
e　要介護５	1,369単位

(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)

a　要介護１	837単位
b　要介護２	945単位
c　要介護３	1,179単位
d　要介護４	1,279単位
e　要介護５	1,369単位